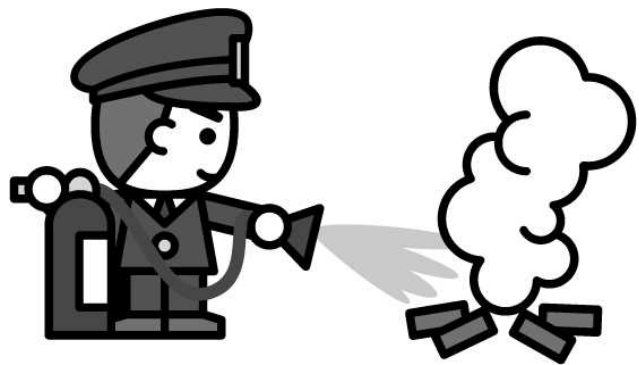


火災予防



秋・春の火災予防運動をはじめ、年間計画に基づく防火対象物の立入検査、歳末火災特別警戒、消防訓練指導等を行い、地域住民及び事業所等に火災予防と人命の安全確保を呼びかけ、防火意識の高揚に努めています。

1 火災予防運動

(1) 秋季火災予防運動 11月9日～11月15日

ア 重点目標

- (ア) 地震火災対策の推進
- (イ) 住宅防火対策の推進
- (ウ) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (エ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (オ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (カ) 放火火災防止対策の推進

イ 主な実施事項

- (ア) 火災予防広報の実施（各種広報媒体を活用しての広報）
- (イ) 事業所等への協力依頼
- (ウ) 立入検査の実施（防火対象物、危険物施設等）
- (エ) 住宅防火診断

(2) 春季火災予防運動 3月1日～3月7日

ア 重点目標

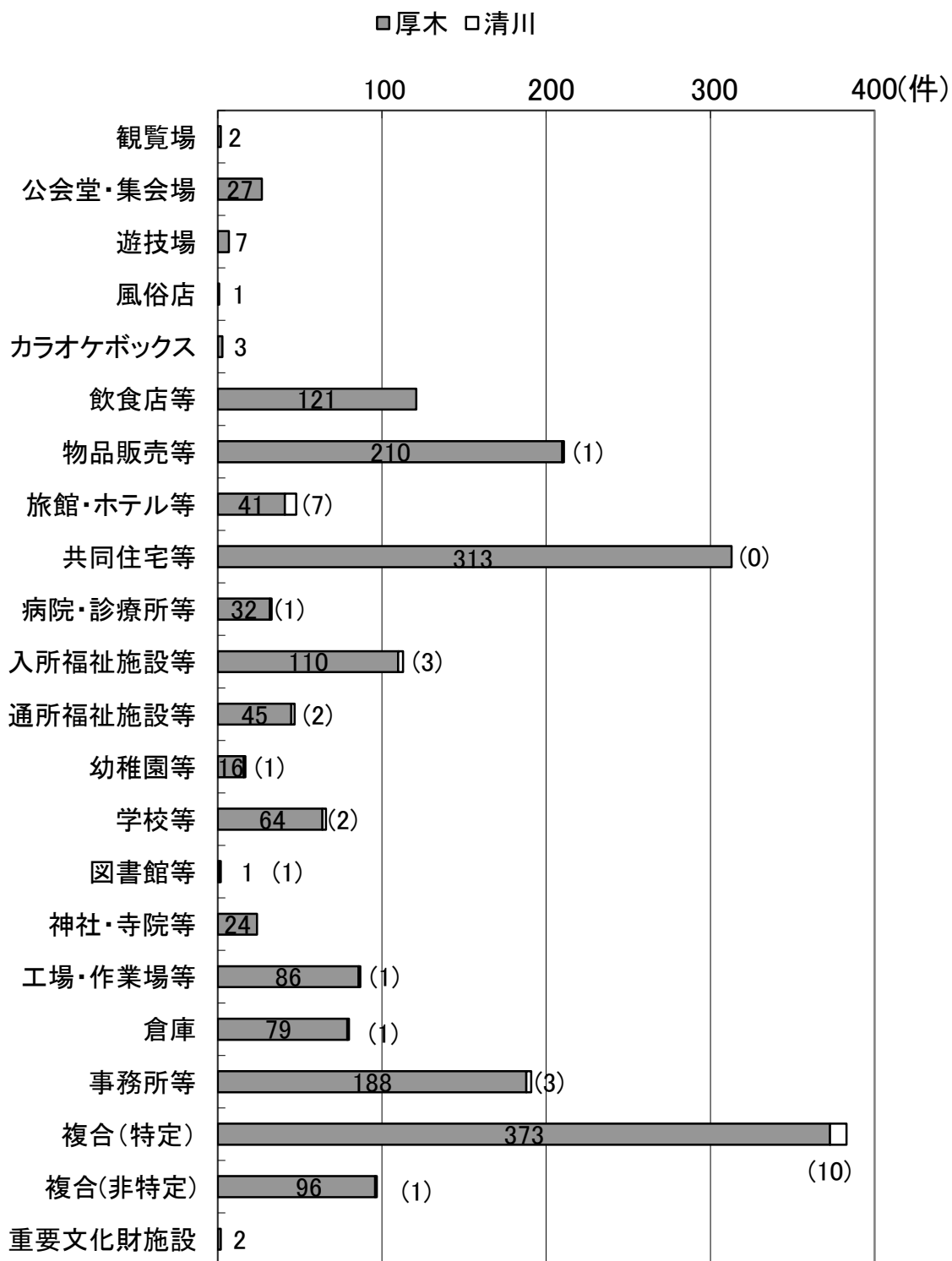
- (ア) 地震火災対策の推進
- (イ) 住宅防火対策の推進
- (ウ) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (エ) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (オ) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (カ) 放火火災防止対策の推進

イ 主な実施事項

- (ア) 火災予防広報の実施（各種広報媒体を活用しての広報）
- (イ) 事業所等への協力依頼
- (ウ) 立入検査の実施（特定防火対象物、営業用バス、移動タンク貯蔵所等）
- (エ) 住宅防火診断

2 防火管理者等調

防火管理者の選任及び消防計画の届出を必要とする防火対象物 1,841 (34) 件



(令和8年3月31日現在)

※ () 内は清川村の防火対象物数。

3 消防法・火災予防条例に基づく届出等処理状況

(令和8年3月31日現在)

届 出 別	厚 木 市 届 出 数 (件)	清 川 村 届 出 数 (件)
防 火 ・ 防 災 管 理 者 選 任 (解 任) 届	678	2
消 防 計 画 作 成 (変 更) 届	477	-
消 防 用 設 備 等 の 点 検 結 果 報 告 書	2345	22
ポ イ ラ ー 設 備 等	16	-
防 火 対 象 物 使 用 開 始	220	3
水 素 ガ ス を 充 て ん す る 気 球	-	-
催 物 開 催	11	-
電 気 設 備	98	-
喫 煙 等 禁 止 行 為 の 解 除 承 認 申 請	28	-
合 計	3,873	27

4 防火対象物定期点検報告制度

◎実施目的及び実施対象物の状況

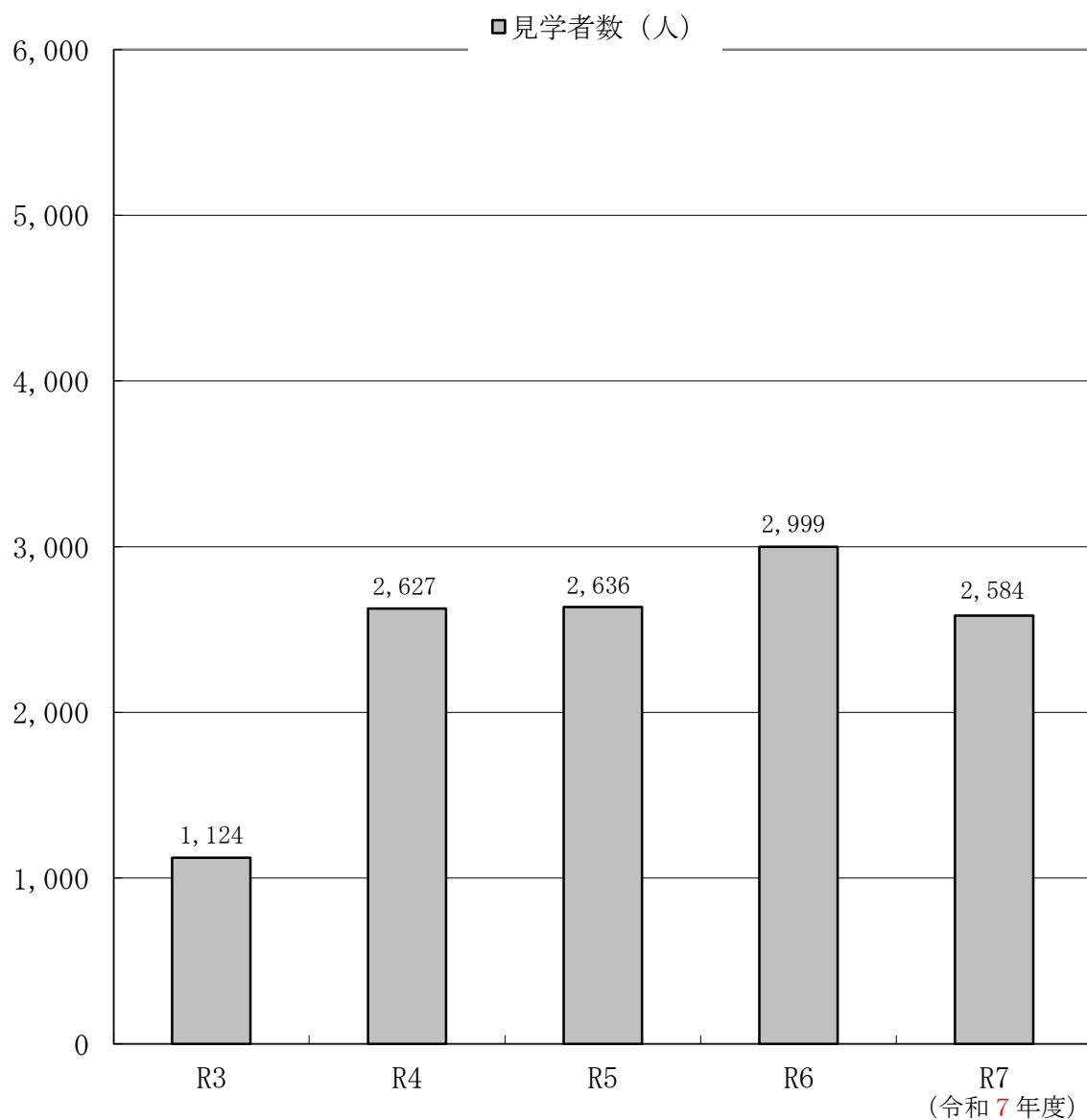
この制度は、旅館、ホテル等不特定多数の者を収容する防火対象物の管理権原者等による防火管理の徹底を図ることを目的に一定の規模、用途の管理権原者等に対し、点検報告を義務付けるもので、消防機関が行う法令要件に該当する旨、又は防火対象物点検基準に適合した建物である旨を「防火優良認定証及び防火基準点検済証」で表示し、広く市民に防火上の情報を提供するとともに、防火安全上の目安に活用してもらうことを目的としています。

令和8年3月31日現在、33件の防火対象物に「防火優良認定証」の表示に係る通知書を交付しています。

5 幼稚園児、小学生の消防署見学の推移

幼稚園等の保育活動及び小学生の社会科校外学習等の一環として、消防署を見学された方々に火災等についての講話を行い、消防署員の訓練状況や消防についての知識を高めていただくとともに、火災予防思想の普及に努めています。

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
見 学 者 数 （ 人 ）	1,124	2,627	2,636	2,999	2,584



6 雑草地の指導

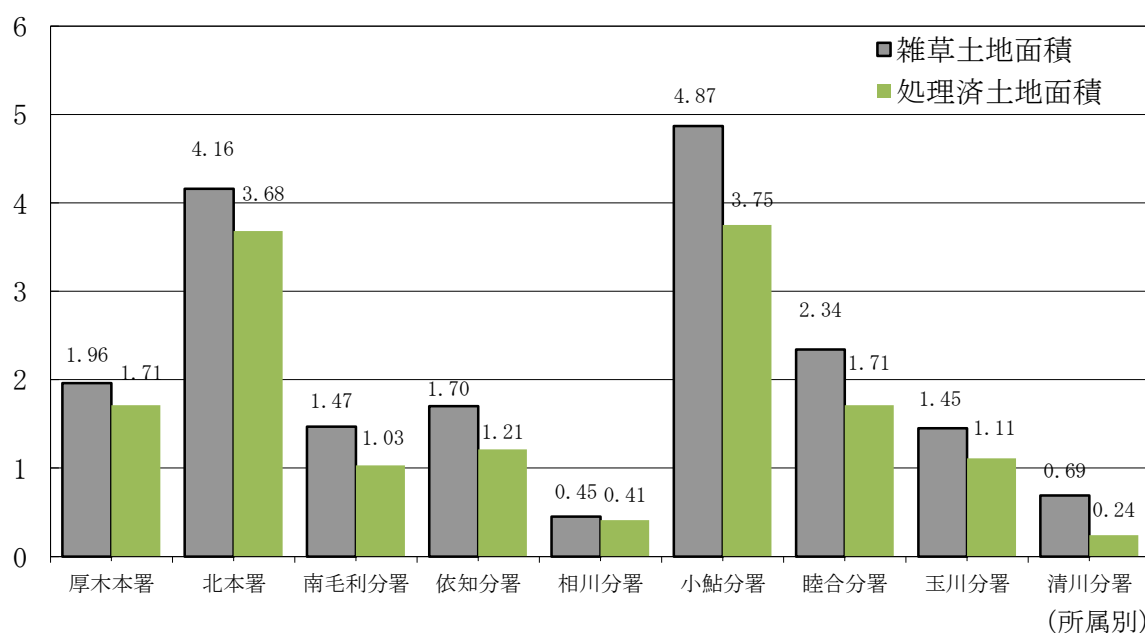
毎年10月1日から翌年3月31日までを雑草火災防止対策期間として、空き地等に繁茂している火災予防上危険な雑草の処理について指導を行いました。

令和7年度中の状況は、10月上旬に実態調査を実施し、19.09ヘクタール（所有者310人）の雑草地を確認、その雑草地を対象に、11月に文書による刈取り依頼、12月に刈取り指導を行うなど、1月に最終調査を実施した結果、14.85ヘクタール（所有者210人）の雑草地約77.8%が処理されました。

（令和7年度）
単位：ヘクタール

所属別 土地面積等	厚木本署	北本署	南毛利分署	依知分署	相川分署	小鮎分署	睦合分署	玉川分署	清川分署
雑草土地面積	1.96	4.16	1.47	1.70	0.45	4.87	2.34	1.45	0.69
処理済土地面積	1.71	3.68	1.03	1.21	0.41	3.75	1.71	1.11	0.24

（ヘクタール）



7 初期消火協力の推進

不幸にして発生した火災の被害を最小限にとどめるには、適切な初期消火活動が大切です。

令和7年中、初期消火活動が有効だった火災は26件ありました。

（令和7年中）

水道水	消火器	消火設備	その他	合計（件）
17	5	2	2	26

8 立入検査実施状況

(令和7年度)

令和7年度

用途別		概要	実 立 入 施 数 査	指 導 対 象 物 数	指 導 事 項 数	指 導 事 項 内 容					
						設 備 関 係	消 防 用	建 築 物 関 係	火 気 使 用 関 係	電 気 関 係	危 険 物 関 係
観覧場・集会場等	厚木市	15	14	39	15	-	-	-	-	20	4
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食店・物品販売	厚木市	61	40	174	76	1	2	2		75	18
	清川村	3	2	3	3	-	-	-	-	-	-
旅 館 ・ ホ テ ル	厚木市	40	15	97	45	-	1	1	-	41	9
	清川村	4	4	11	8	-	-	-	-	1	2
共 同 住 宅	厚木市	8	3	4	1	-	-	-	-	3	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病 院 等	厚木市	41	20	70	37	1	-	-	-	25	7
	清川村	2	1	5	3	-	-	-	-	1	1
工 場 ・ 倉 庫 等	厚木市	24	16	44	31	-	-	-	4	6	3
	清川村	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
複合用途（特定）	厚木市	88	79	1,138	220	11	10	-	2	764	131
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外の対象物	厚木市	51	41	143	74	3	2	-	4	46	14
	清川村	3	1	3	1	-	-	-	1	1	-
合 計	厚木市	328	228	1,709	499	16	15	3	10	980	186
	清川村	13	9	23	16	-	-	-	1	3	3

9 消防同意事務等

(1) 用途別処理状況

(令和7年度)

区分 用途		合 計		新 築		増 築		改 築		用途変更		移 転		その他	
		厚木	清川	厚木	清川	厚木	清川	厚木	清川	厚木	清川	厚木	清川	厚木	清川
1 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 項		16	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	47	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 項	イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 項	イ	4	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 項	イ	10	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 項		62	3	62	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
15 項		45	1	45	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 項	イ	5	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	ロ	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 住 宅		414	-	412	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合 計		613	4	608	2	2	2	1	-	2	-	-	-	-	-

※ 用途は、消防法施行令別表第一に掲げる用途区分による。

※ 数値は棟数による。

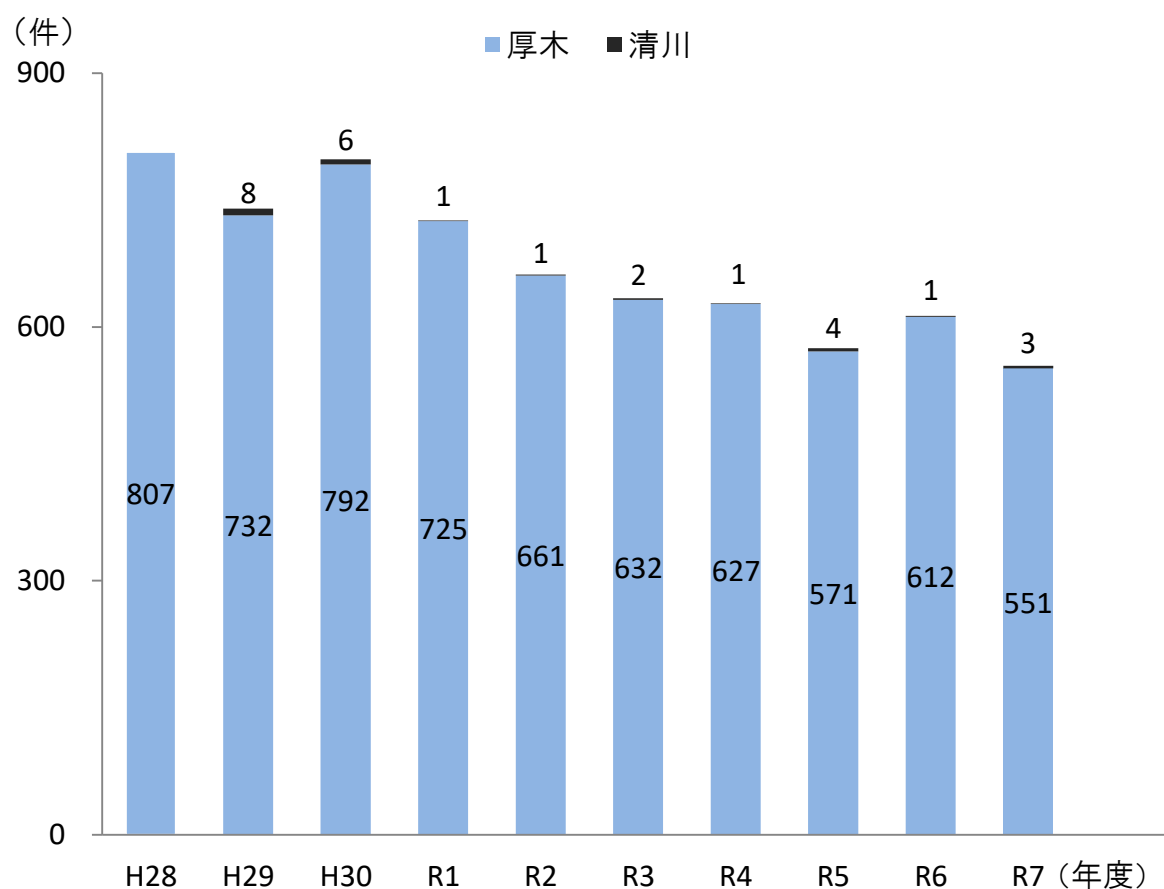
(2) 地区別処理状況

(令和7年度)

用途 \ 地区	厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	清川	合計
専用住宅	62	85	97	21	18	-	109	22	-	414
特殊建築物	56	31	26	22	8	4	22	30	4	203
合計	118	116	123	43	26	4	131	52	4	617

※ 数値は棟数による。

(3) 過去10年間の同意件数



(令和7年度)

用途 \ 地区	厚木市	清川村	合計
専用住宅	414	-	414
特殊建築物	137	3	140
合計	551	3	554

※ 数値は件数による。

10 防火対象物状況（消防用設備等の設置対象物数を示す）

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の区分			令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
			厚木市	清川村	厚木市	清川村	厚木市	清川村
1	イ	劇場・映画館・演芸場等	6	－	6	－	6	－
	ロ	公会堂・集会場	38	1	38	1	38	1
2	ロ	遊技場・ダンスホール	8	－	7	－	8	－
	ハ	風俗営業等を営む店舗等	2	－	2	－	2	－
	ニ	カラオケボックス等	3	－	3	－	3	－
3	ロ	飲食店	124	1	115	1	123	1
4		百貨店・マーケット等	330	2	330	2	325	2
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	67	35	67	35	68	35
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	4, 117	3	4, 128	3	4, 133	3
6		※詳細は次頁による	334	12	337	12	348	12
7		小学校・中学校・高等学校・大学、各種学校等	270	3	270	3	271	3
8		図書館・博物館・美術館等	4	1	4	1	4	1
11		神社・寺院・教会等	41	1	41	1	41	1
12	イ	工場・作業場	711	4	713	4	714	4
13	イ	自動車車庫・駐車場	73	1	74	1	74	1
14		倉庫	1, 060	3	1, 062	3	1, 073	3
15		前各項に該当しない事業場	1, 236	10	1, 244	10	1, 244	10
16	イ	1～4、5イ、6、9イを含む複合用途防火対象物	814	11	816	11	819	11
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	577	－	579	－	578	－
17		重要文化財施設等	10	－	10	－	10	－
18		延長 5 0 m 以上のアーケード	－	－	－	－	－	－
合 計			9, 825	88	9, 846	88	9, 882	88

防火対象物状況（6項詳細）

（令和8年3月31日現在）

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の区分			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			厚木市	清川村	厚木市	清川村	厚木市	清川村
6	イ	(1) 診療科名中に特定診療科名を有し、医療法に規定する療養病床又は一般病床を有するもの	14	2	14	2	14	2
		(2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させるための施設を有するもの	2	－	2	－	2	－
		(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入院施設を有する助産所	9	2	9	2	9	2
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	71	1	72	1	72	1
	ロ	(1) 高齢者施設 避難が困難な要介護者を主として入居させるもの	87	3	86	3	89	3
		(2) 救護施設等	－	－	－	－	－	－
		(3) 乳児院	－	－	－	－	－	－
		(4) 障害児入所施設等	－	－	－	－	－	－
		(5) 障害者施設 避難が困難な障害者等を主として入所させるもの	33	1	33	1	36	1
	ハ	(1) 高齢者施設 6項ロ(1)に掲げるものを除くもの	17	1	17	1	17	1
		(2) 更生施設等	－	－	－	－	－	－
		(3) 助産施設、保育所等	35	1	36	1	36	1
		(4) 児童発達支援センター等	1	－	1	－	1	－
		(5) 障害者施設 6項ロ(5)に掲げるものを除くもの	44	－	47	－	53	－
	ニ	幼稚園等	21	1	20	1	21	1
合 計			334	12	337	12	350	12

11 高層建築物の状況

(1) 高層建築物数 131件

(高さが31メートルを超える建築物及び地階を除く階数が11以上の建築物。)

(2) 主な高層建築物

(令和8年3月31日現在)

番 号	名 称	所 在 地	階 数 (地上/地下)	高さ (m)	延 面 積 (㎡)	用 途
1	厚木アクストメインタワー	岡田3050	26／1	107	57,400	(16)イ
2	ザ・パークハウス本厚木タワー 本厚木ミハラス	旭町1-25-1	22／2	78	24,400	(16)イ
3	リヴァージュ21	東町2-1	21／1	69	18,800	(16)イ
4	厚木ビジネスタワー	中町3-16-1	16／1	59	11,800	15
5	レーベン本厚木 THE MASTERS TOWER	中町4-13-1	19／1	57	10,000	(5)ロ
6	プレミスト本厚木	中町4-13-2	19／0	57	12,500	(5)ロ
7	メイテック厚木テクノセンター 本部棟	森の里青山15-1	14／1	55	12,100	15
8	日産テクニカルセンター 103号棟	岡津古久560-2	10／2	51	106,900	15
9	神奈川工科大学 情報学部棟	下荻野1030	13／1	51	16,300	7
10	第1伊藤ビル	旭町1-24-13	12／1	50	9,700	15
11	エクセレントシティ本厚木駅前	中町2-5-14	15／0	50	20,600	(16)イ
12	リーフィアレジデンス本厚木	栄町2-7-12	16／0	48	7,600	(5)ロ
13	TRUNK本厚木	中町2-1-18	12／0	48	3,900	(16)イ
14	信金中央金庫厚木システムセンター	森の里青山22	9／1	47	43,600	15
15	ルリエ本厚木	寿町3-1	14／2	46	19,800	(16)イ

※ 用途は、消防法施行令別表第一に掲げる用途区分による。

(3) 地区別・中高層建築物数

(令和8年3月31日現在)

階層 地区	3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階	16 階	19 階	21 階	22 階	26 階	合 計 (棟)
厚 木	466	133	172	105	74	54	39	21	12	19	11	22	10	2	2	1	1	-	1,144
依 知	180	39	11	3	4	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	241
睦 合	250	69	76	8	4	2	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	414
荻 野	58	19	48	1	4	6	1	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	141
小 鮎	59	22	9	4	6	1	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	105
玉 川	42	34	12	4	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95
南毛利	326	80	48	31	17	4	5	1	3	2	-	4	-	-	-	-	-	-	521
相 川	156	43	50	7	9	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	272
清 川	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
合計 (棟)	1,539	445	426	163	118	73	50	29	17	22	14	28	10	2	2	1	1	1	2,941

12 消防用設備等着工・設置届出状況

(令和8年3月31日現在)

設 備 名	着 工 届 出 数	設 置 届 出 数
消火器	-	87
屋内消火栓設備	26	37
スプリンクラー設備	26	30
泡消火設備	12	6
不活性ガス消火設備	1	2
ハロゲン化物消火設備	3	3
粉末消火設備	11	7
屋外消火栓設備	7	4
動力消防ポンプ設備	3	4
自動火災報知設備	174	298
ガス漏れ火災警報設備	2	-
漏電火災警報器	-	-
消防機関へ通報する火災報知設備	13	15
非常警報設備 (ベル)	1	-
非常警報設備 (放送)	15	40
避難器具	26	20
誘導灯	67	168
誘導標識	1	14
消防用水	1	-
排煙設備	1	1
連結散水設備	-	-
連結送水管	8	7
非常コンセント設備	2	1
パッケージ型消火設備	2	1
合 計	402	745

13 危険物施設

(1) 危険物

一般的に危険物とは、引火性物質、爆発性物質、毒劇物あるいは放射性物質などの危険性のあるものを称している場合が多く、消防法上の危険物は消防法第2条第7項において「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されています。

なお、消防法では指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを原則的には禁止しており指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱う場合は許可を受けなければならないと規定され貯蔵、取扱いの許可を受けた施設が「危険物施設」です。

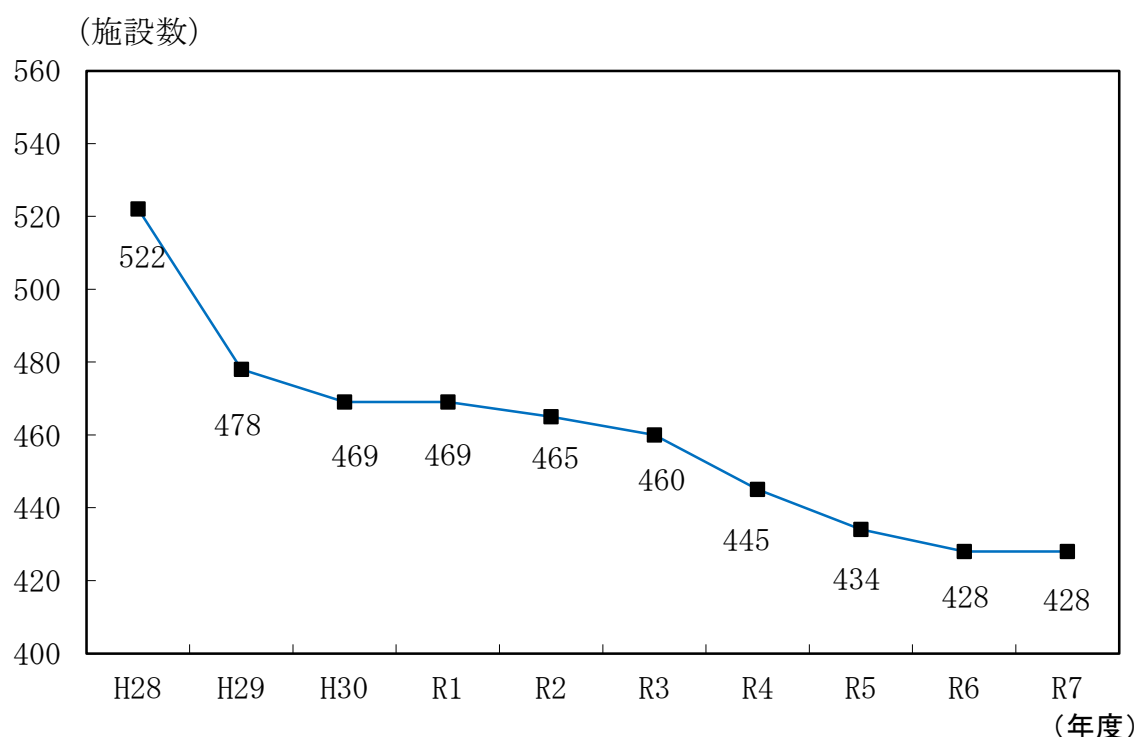
また、危険物はあらゆる生活分野に浸透している石油製品等に代表されるように、社会生活の向上に大きく貢献している反面、ひとたびその取扱い等を誤ると火災や爆発事故等の災害を引き起こす潜在的な危険性を有しています。

(2) 危険物施設の状況

危険物施設数は、令和8年3月31日現在428施設となっています。

施設別にみると屋内貯蔵所が93施設（21.7%）で最も多く、次に地下タンク貯蔵所が85施設（19.9%）、一般取扱所が81施設（18.9%）の順となり、また、地区別にみると依知地区及び南毛利地区に施設が多く設置されていますが、これは両地区に工業団地があり工場等が多数存在しているためです。

(3) 過去10年間の危険物施設の推移



14 地区別危険物施設

(令和8年3月31日現在)

地区別 施設別		合計	厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	清川村	構成比(%)
合 計		428	35	124	30	28	42	46	64	43	5	11	100
製 造 所		2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	0.5
貯 蔵 所	屋 内	93	3	31	6	6	8	11	11	15	2	－	21.7
	屋 外 タ ン ク	18	－	10	－	－	3	1	3	1	－	－	4.2
	屋 内 タ ン ク	8	4	1	－	－	－	1	－	1	－	1	1.9
	地 下 タ ン ク	85	10	23	－	3	4	12	17	11	－	5	19.9
	簡 易 タ ン ク	8	－	1	－	3	1	2	1	－	－	－	1.9
	移 動 タ ン ク	36	5	10	9	3	4	1	1	－	－	3	8.4
	屋 外	14	－	8	－	－	3	－	3	－	－	－	3.3
取 扱 所	給 油 (営 業)	37	2	8	5	4	3	1	7	6	－	1	8.6
	給 油 (自 家)	44	1	9	5	6	6	2	7	6	1	1	10.3
	第 1 種 販 売	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.2
	第 2 種 販 売	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	0.2
	一 般	81	9	21	4	3	10	15	14	3	2	－	18.9

15 危険物施設等立入検査状況

(令和7年度)

施設別 区 分	計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
			屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 1 種 販 売	第 2 種 販 売	一 般
施 設 数	428	2	93	18	8	85	8	36	14	81	1	1	81
検査実施施設数	64	1	11	1	－	13	－	22	1	3	－	－	12
延 べ 人 員	106	2	22	2	－	26	－	22	2	6	－	－	24
指 導 施 設 数	36	1	7	－	－	12	－	3	1	2	－	－	10
指 導 事 項 数	66	2	14	－	－	28	－	3	1	4	－	－	14

※移動タンク貯蔵所の検査実施施設数は、他市町村長の許可施設を含む。

16 危険物施設の事務処理状況

(令和7年度)

施設別 区分		計	製造所	貯蔵所							取扱所				危険物施設以外
				屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第1種販売	第2種販売	一般	
合 計		486	5	61	17	1	56	7	21	13	123	－	1	178	3
許可	設 置	5	－	2	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－
	変 更	65	1	6	1	－	2	1	4	－	12	－	－	38	－
完成	設 置	5	－	1	－	－	1	－	－	－	2	－	－	1	－
	変 更	51	1	4	1	－	2	1	3	－	8	－	－	31	－
仮 使 用		54	1	4	1	－	2	－	－	－	8	－	－	38	－
予防規程	制定	2	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
	変更	8	－	－	－	－	1	－	－	－	7	－	－	－	－
水 圧 検 査		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水 張 検 査		2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
小 計		192	3	18	4	－	8	2	7	－	39	－	－	109	2
資料提出書	取扱者	25	－	－	－	－	10	1	3	5	－	－	－	6	－
	軽微変更	53	－	－	2	－	1	1	1	－	32	－	1	15	－
	住所氏名	128	1	17	1	－	27	2	1	5	35	－	－	39	－
	休止再開	3	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－
保安監督者		52	1	12	9	1	5	1	－	3	14	－	－	6	－
種類、数量変更		14	－	12	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
譲 渡 引 渡		4	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	－	－	－
廃 止		4	－	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の届出		11	－	－	－	－	－	－	5	－	3	－	－	2	1
小 計		294	2	43	13	1	48	5	14	13	84	－	1	69	1

17 少量危険物等届出状況

(令和7年度)

施設別 区分		計	指定可燃物							少量危険物		
			可燃性固体	石炭・木炭	可燃性液体	合成樹脂類	再生資源燃	その他	類する物品	取扱	貯蔵	移動タンク
合 計		54	1	－	2	7	－	1	－	21	22	1
開始届出数		38	1	－	1	7	－	1	－	12	16	－
廃止届出数		16	－	－	1	－	－	－	－	9	6	1

18 危険物手数料

(1) 手数料納入額

指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱いをする場合及び指定数量以下の少量危険物を貯蔵又は取扱いをするタンクの水張検査等を受ける場合の市条例に基づく手数料納入額です。

(令和7年度)

区 分	合 計	許 可 及 び 完 成 検 査			タンク検査		仮貯蔵・仮取扱・仮使用		
		設置許可	変更許可	完成検査	水張	水圧	仮貯蔵	仮取扱	仮使用
金額(円)	2,427,100	183,000	1,297,000	616,500	12,000	—	—	27,000	291,600
					—	—			

※タンク検査欄の下段は、指定数量未満の危険物等の手数料納入額

(2) 過去10年間の危険物手数料の推移

